

3・1独立運動100周年から考える

2019年3月10日／後藤守彦

はじめに

日本・日本人が自らに問うべき課題—私たちにとって朝鮮とは何であるのか

【資料1】玉城素「朝鮮」(『現代思想辞典』講談社、1964年)

朝鮮問題は、客観的には、大陸から隔離された島国日本が、現実継続的に体験し続けてきた唯一の異民族問題であるという意味で、日本民族の人間の解放を根源的に規定するものである。また明治維新後に日本が行ったすべての戦争の、構造的基底をなしたという意味で、日本民族の思想的解放の核心にふれている。

1. 近代以前の日朝関係

【資料2】木下尚江「敬愛なる朝鮮」(『平民新聞』、1904年6月19日号)

朝鮮は曾て支那及び印度の学芸技術道德宗教を日本に取り次ぎたる最古の大恩人なり、然れども日本が之に酬いたる所の者は古来只「侵略」の一ありしのみ、朝鮮人の眼を以てすれば、支那と露西亜と日本と、其の侵略者たるに於て何等相違するところあらず。

(1) 弥生時代—水稻耕作・金属器(青銅器・鉄器)の伝来→米文化圏、箸文化圏

(2) 古墳時代

①渡来人の来日—史部(ふひとべ、書記)などの技術者として活躍→漢字文化圏

②仏教の公伝

538(552)年、百済の聖明王が欽明天皇(大王)に仏像・経典を伝える

(3) 奈良時代—新羅(676年、朝鮮半島統一)と正式交渉、遣新羅使28・新羅使47回

(4) 平安時代—1019年、刀伊の入寇(北九州を荒らす)の際、拉致された日本人270人を高麗(918年、建国)が救い送還

(5) 室町時代

①応永の外寇—朝鮮王朝(1392年、建国)が倭寇の根拠地对馬を襲撃

②1443年、対馬の宗氏が日朝貿易条約締結し対朝鮮貿易を管理

(6) 豊臣秀吉の朝鮮侵略

①1592~93年、文禄の役(壬辰倭乱)、1597~98年、慶長の役(丁酉倭乱)

②強制連行(拉致)—陶工(有田焼=伊万里焼・萩焼・薩摩焼)

(7) 江戸時代

①1607年、使節来日—全12回、4回目から通信使

②対馬の宗氏が対朝鮮貿易管理、釜山に倭館設置

③漂流民の送還—朝鮮人の日本漂着9770人、日本人の朝鮮漂着1235人、1696年には李志恒ら8人が利尻島漂着

【資料3】石純姫『朝鮮人とアイヌの歴史的つながり』(寿郎社、2017年)

この記録(『漂舟録』)からアイヌの人々が和人とは異なる独自の生活形態を維持しており、見知らぬ異国の人々と交流した事実を知ることができると同時に、李志恒ら朝鮮人使節とアイヌ民族との最初の接触が大変友好的であったことがわかる。

2. 近代日本の針路選択

- (1) 脱亜入欧＝欧米に従属してのアジア侵略（朝鮮・中国への差別・蔑視意識）→パワーポリティクス（弱肉強食・優勝劣敗）→富国強兵

【資料4】吉田松陰のアジア侵略論（兄杉梅太郎宛の手紙、1855年）

国力を養い、取易き朝鮮、満洲を切り随え、交易にて魯国に失う所は又土地にて鮮満にて償うべし。

【資料5】南塚信吾『「連動」する世界史—19世紀世界の中の日本』（岩波書店、2018年）

明治維新を遂げて近代化を目指す日本は、列強と同じ論理を使って国家を統合し、東アジア地域に勢力を拡大するようになった。（中略）日本は「アジアとの連動」という道をとることを放棄したわけである。

- (2) 朝鮮への軍事行動の開始—1875（明治8）年、江華島事件

- ①海軍軍艦（雲揚号）の無断侵入事件、挑発し報復攻撃（朝鮮人35人戦死）
- ②偽造で始まった朝鮮侵略
- ③翌年、日朝修好条規（不平等条約）締結—領事裁判権・関税免除

3. 軍事力行使による朝鮮侵略

- (1) 日清戦争（第1次朝鮮戦争）

- ①開戦目的—名目は朝鮮の独立の擁護、実質は朝鮮支配
- ②経過

- ア) 1894（明治27）年1月、東学農民戦争開始（「春の蜂起」）→5月8日、全州和約で終息
 - イ) 1894年6月2日、日本派兵決定（清は朝鮮政府の要請で）→朝鮮政府は日清両国に撤兵要請、清の共同撤兵案に対し日本は居座り
 - ウ) 1894年、「7月23日戦争」（朝鮮王宮占領）—国王に「朝鮮から清国軍を追い出す」との要請出させる
 - エ) 1894年7月25日、豊島沖海戦・高陞号事件（巡洋艦浪速がイギリス船を撃沈）
 - オ) 1894年10月東学農民軍蜂起（第二次東学農民戦争、「秋の蜂起」）←日本軍の殲滅作戦で3～5万人死亡
 - カ) 1895年4月17日、下関条約調印（遼東半島・台湾の割譲、賠償金3億円）
- ③日本軍の死者約1万3千人中の約90%が戦病死（台湾での戦死・戦病死者が33%）
 - ④結果—日本はアジアで最初の植民地所有国となる、「帝国臣民意識」の形成

- (2) 朝鮮王妃殺害事件

- ①1895年10月8日、漢城の王宮に日本軍が侵入し、王妃（閔妃＝明成皇后）を殺害
- ②三浦梧楼駐韓公使ら48人全員無罪→韓国併合の年（1910年）、枢密顧問官となる
- ③日本政府・軍部（川上操六参謀次長が企画の中心）総がかりの蛮行

- (3) 日露戦争（第2次朝鮮戦争）

- ①1904（明治37）年2月8日、陸軍部隊が仁川に上陸し漢城占領、同日海軍部隊が旅順のロシア艦隊攻撃、2月10日、宣戦布告
- ②1905年3月10日、奉天会戦で辛勝（日本軍25万対ロシア軍35万）→陸軍記念日
- ③1905年5月27日、日本海海戦で大勝→海軍記念日

- ④1905 年 9 月 5 日、ポーツマス条約調印—ロシアが日本の朝鮮支配権承認、関東州（遼東半島南部）租借権と長春以南の鉄道利権譲渡（関東軍駐留→1931 年、「満州事変」）、北緯 50 度以南の樺太譲渡
- (4) 日露戦争中—1904 年、日韓議定書、第 1 次日韓協約
- (5) 1905 年、第 2 次日韓協約—外交権剥奪、保護国とし統監（初代伊藤博文）を置く
- (6) 1907 年、第 3 次日韓協約—内政権剥奪、韓国軍隊解散
- (7) 義兵戦争
 - ①1905～1911 年、抗日武装闘争、日本軍が 4 万人殺戮
 - ②1909 年に伊藤博文を射殺した安重根も義兵（大韓義兵軍参謀中将）
- (8) 韓国併合
 - ①1910（明治 43）年 8 月 22 日、韓国併合条約締結—朝鮮植民地化の完成
 - ②同年大逆事件（朝鮮植民地化に反対した幸徳秋水ら 12 名をでっち上げで死刑に）

4. 朝鮮の軍事支配（武断政治）

- (1) 朝鮮総督府の設置—天皇直属の軍人総督（陸海軍大将）による支配
- (2) 大日本帝国憲法適用せず
 - ①「臣民」の権利認めず、言論・表現の自由否定
 - ②総督が制令形式で法律制定、勅令で日本の法律適用（1925 年の治安維持法は勅令 175 号で適用—死刑 65 名、日本ではゼロ）
- (3) 憲兵警察制度—警察署長が犯罪即決（1912 年、朝鮮管刑令）
- (4) 同化政策
 - ①1911（明治 44）年、朝鮮教育令制定→同化教育の推進（植民地支配に従順な臣民づくり）
 - ②日本語教育の強制

5. 3・1 独立運動—キャンドル市民革命の源流

【資料 6】大韓民国憲法前文

悠久な歴史と伝統に輝く我々大韓国民は、3・1 運動で建立された大韓民国臨時政府の法統と、正義に抗拒した 4・19 民主理念を継承し（後略）

- (1) 第一次世界大戦中の 1917（大正 6）年 11 月 8 日、レーニンが指導するボリシェヴィキ政権が「平和に関する布告」（民族自決権など）発表→1918 年 1 月、アメリカのウィルソン大統領が、被抑圧民族・国家の独立や自治を謳う 14 カ条の平和原則発表
- (2) 1919 年 2 月 8 日、留学生約 600 名が東京の朝鮮 YMCA 会館に集まり、独立宣言書朗読、独立宣言書を各国大使館・日本政府・国会議員などに郵送、27 人逮捕→布施辰治が無報酬で弁護
- (3) 1919 年 3 月 1 日
 - ① 3 月 3 日の高宗（毒殺説が流布）の国葬日に予定してした行動を繰り上げて、33 人の民族代表（天道教 15 人・キリスト教 16 人・仏教 2 人）が中華料理店に集まり独立宣言書を朗読した後自首、パゴダ公園には行かず
 - ② 独立宣言書の内容
 - ア) 「朝鮮国が独立国であること、また朝鮮人が自由な民であることを宣言する」→民族自決権・人類平等主義

イ) 朝鮮の独立が日本との正しい友好関係を実現し、東洋と世界の平和をもたらす
ウ) 「武力をもって人びとを押さえつける時代はもう終わりである」→武力主義・侵略主義の否定

- ③京城（パゴダ公園＝現タプコル公園）と平壤で独立宣言書朗読→「独立万歳」を叫び示威行進、運動の基本は非暴力主義（運動全体の3分の2）
- ④全国各地で100～200万人（総人口1700万人）が参加し約3ヵ月運動続く
- ⑤多様な運動形態—独立宣言書など文書配布、街頭演説、集会、示威行進、ストライキ、閉店ストライキ、同盟休校、音楽行進（→祝祭）、たいまつ行進、山呼（山で万歳を叫ぶ）、警察署・日本人商店などの襲撃

【資料7】小林勝「万歳・明治52年」（『新日本文学』1969年2月号）

実業学校の学生がいる、農民がいる、女がいる、子供までいやがる、奴等の昔の国旗太極旗をふっている、どこにあんなものをあんなにたくさんかくしていたのか、と彼（主人公である、実業学校書記の大村—引用者注）は思った。男たちは手に、棍棒や、鎌や、斧や脱穀用のから竿などをつかんで万歳、万歳、独立万歳を叫びながらゆっくりと接近してきた。解散しろ、と警部が叫んだ、解散しろ、解散しなければ銃で撃つ。（中略）署長出て来い、署長を渡せ、と朝鮮人たちが喚いた。悪者署長出て来い、殺人署長を引渡せ。そしてびゅっと空気を切って何かが飛んで来、窓硝子を烈しく砕いた。

- ⑥武力弾圧による死者7645人（日本側発表は10分の1以下、堤岩里事件で29人虐殺）、逮捕者46948人

【資料8】朴殷植『朝鮮独立運動の血史』（1920年）

日本は、わが民族の文明的行動に対し、きわめて野蛮かつ残虐な殺戮を加えた。この事実は、世界各国の人がその真相を目撃し、公憤を激発し、わが民族のために同情の涙をそそいでいるものである。日本はさまざまな手段で巧みに隠蔽しようとしているが、どうして隠すことができようか。我々の親族者たる者が、もしその血を継続し、我々の独立を貫徹することができなければ、まさにどうしてわが兄弟姉妹の忠義に謝することができようか。私はおもいがこのことに及ぶと、そのたびに、いつも五体が割れるようで、語ろうとしても涙が先におち、書こうとしても手がふるえることがしばしばである。

(4) 「朝鮮のジャンヌダルク」柳寛順

1902年、キリスト教を信仰する両親のもと忠清南道天安郡（現安市）で誕生

1916年、梨花学堂（現梨花女子大）入学

1919年、京城での運動参加後、4月1日、故郷でデモを組織し逮捕される、両親も射殺される

1920年、懲役刑の判決後、京城の西大門刑務所で獄死（17歳）

(5) 続く独立運動—三大独立運動

①1926（大正15）年、6・10万歳運動—京城で学生らビラ配布、街頭示威、1000余人負傷、200余人逮捕

②1929（昭和4）年、光州学生抗日運動—参加学校194校、参加学生5万5千余人、逮捕学生1600人→韓国では運動が起こった11月3日を記念日（「学生の日」）に指定

(6) 社会主義思想の普及

①1925年、朝鮮共産党と高麗共産青年会創立

②1934年、「三宅城大教授の赤化運動事件」（京城帝国大学教授三宅鹿之助が朝鮮共

産党の李載裕を自宅に匿い、逮捕される)

【資料 9】後藤守彦『只、意志あらば—植民地朝鮮と連帯した日本人』(日本経済評論社、2010年)

逃亡を続けた李載裕は1935年1月には、農民に変装して農村での生活を始める。そして朝鮮共産党再建京城準備グループを結成し『赤旗』を3号発行するなど、共産党再建の活動を粘り強く展開した。李載裕を匿った決断の意義は大きい。

6. 関東大震災と朝鮮人虐殺

- (1) 1923(大正12)年9月1日午前11時58分、相模湾北西部を震源としてマグニチュード7.9の大地震発生、死者行方不明者10万人以上
- (2) 軍隊・警察・自警団の「朝鮮人狩り」により、6000人以上の朝鮮人虐殺
- (3) 日本人の社会主義者・労働運動家の虐殺—亀戸事件・大杉事件
- (4) 朴烈事件

①大震災発生の2日後、朴烈と金子文子を逮捕→東京地裁に治安警察法違反、爆発物取締罰則違反容疑で起訴、布施辰治が弁護→1926(大正15)年3月、大逆罪の適用により大審院で死刑判決(後、無期に減刑)

②1926年7月、金子文子が栃木の刑務所で獄死(朝鮮の聞慶に埋葬)、22歳6か月

【資料10】キム・ビョウ著、後藤守彦訳『常磐の木—金子文子と朴烈の愛』(同時代社、2018年)

軍隊と警察などの官憲側の虐殺を日本政府は隠蔽した。そして、虐殺は民間人の偶発的な集団行動だとし、責任を自警団に負わせた。(中略)加害者を「情状酌量」で無罪放免するためには、これは被害者たちの「挑発」の結果だとする、決定的な証拠が必要だった。(中略)日本政府の至上課題は、「不逞鮮人」の暴動を扇動した「赤化鮮人」をでっち上げることだった。

7. 戦後日本のスタートと朝鮮

【資料11】権赫宙・車承棋編『<戦後>の誕生—戦後日本と「朝鮮」の境界』(新泉社、2017年)

日本の「戦後」は「朝鮮」を捨象することによって成り立っている、つまり日本の「戦後」は「朝鮮」(をはじめとする旧植民地)の消去のうえにある。(中略)日本が40年近く植民地として支配し、日本の敗戦によって強大国が介入したために冷戦状態のまま分断され国家形成に苦しむ「朝鮮」がまさに存在するという事実すら目に入ってこなかった。

(1) 1945(昭和20)年、敗戦—70年戦争の帰結、日本310万人・アジア2000万人の犠牲

(2) 日本国憲法体制からの排除

①日本政府、GHQ案の「自然人」を「国民」に、「国籍」を「門地」に変える

②第10条で「日本国民たる要件」を法律で定めると規定→国籍法

③在日朝鮮人

1945年 敗戦時、200万人、そのうち140万人帰国(下関・仙崎・博多などから)→残留者は、日本国籍のままだが、年末の選挙法改正で参政権停止(戦前は選挙権・被選挙権あり、ハンブルによる投票も可能)

1947年 新憲法施行前日、外国人登録令公布(最後の勅令、日本国籍者と規定しながら外国人として管理—「朝鮮」籍)

1952年 サンフランシスコ平和条約発効後、日本国籍喪失

外国人登録法(指紋押捺・登録証常時携帯義務)→「朝鮮」籍は旧植民地・

出身地をあらわす、つまり地域をさす記号で無国籍、韓国籍は国籍となる

【資料 12】日本国憲法第 14 条

すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

8. 朝鮮戦争（6・25 戦争）

（1）朝鮮半島の分断

- ①1945 年 8 月 16 日、米ソが 38 度線を占領境界と確認（北を支配した関東軍と南を支配した朝鮮軍を武装解除）
- ②1948 年 4 月 3 日、済州島で単独選挙に反対し蜂起（4・3 事件、死者 5 万人以上）
- ③1948 年 8 月 15 日、大韓民国樹立（李承晩大統領）←→同年 9 月 9 日、朝鮮民主主義人民共和国樹立（金日成首相）

【資料 13】金学俊『朝鮮戦争—原因・過程・休戦・影響』（2006 年）

朝鮮半島の分断は、一次的にアメリカとソ連による分断、すなわち国際型分断であり、従ってその責任はアメリカとソ連両方にある。ところで、責任問題に関してさらに遡ってみれば、分断の原因を提供した日本帝国主義に根本的な責任を問わなければならない。日帝が朝鮮半島を植民地にしなかったならば、それに日帝がアメリカを相手に戦争を始めなかったならば、日帝がアメリカをはじめとした連合国に敗北した後に、朝鮮半島が連合国によって分割占領される悲運を味合わずにすんだであろう。

（2）朝鮮戦争の経過

- ①1950（昭和 25）年 6 月、北朝鮮軍の軟化→「国連軍」（国連憲章の定めた国連ではなく、16 国からなる多国籍軍でアメリカが中心）・中国義勇軍参戦→1953 年 7 月、停戦協定で休戦（休戦は準戦時状態で一時的に停戦しているに過ぎない）
- ②アメリカ政府、原爆使用を検討（原爆が嘉手納にも用意された）、「国連軍」司令官マッカーサーも原爆使用を上申（26 個の原爆を要求）

（3）朝鮮戦争の死者数—北朝鮮 250 万、韓国 150 万、中国 100 万、米国 5 万、ソ連 300

（4）朝鮮戦争と日本

- ①アメリカ軍の出撃・補給基地となる（後方支援）
- ②日本人の戦死者 1 名—海上保安庁が編成した日本特別掃海隊員が触雷
- ③「逆コース」（占領政策の転換、日本を「極東の工場・反共の防壁」とする）の加速→再軍備（1950 年、警察予備隊）、旧勢力復活（1950 年、公職追放解除）
- ④特需景気（「天祐神助」）
 - ア）ポツダム宣言で禁止された兵器・弾薬の製造、戦車などの兵器の修理も
 - イ）不況から脱出（1951 年、鋳工業生産戦前水準に回復）→高度経済成長の基礎

【資料 14】和田春樹『朝鮮戦争全史』（岩波書店、2002 年）

朝鮮戦争の過程で、韓国に対しても、朝鮮民族に対しても同情心というものが発揮されることはなかったことは致命的である。たしかに台湾や韓国に対する同情、連帯を示せば、反共軍事同盟への方向性をもたざるをえなかったことはたしかであり、日本政府と国民にはそこから逃げる気持ちが強かったことはたしかである。しかし、ここから否応なしに、日本国民にとっては、自分たちだけが平和であればよいという意識、地域の運命に対する無関心、地域主義の否定が強まったのである。それは横田基地から B29 が飛び立って北朝鮮を最後まで空襲、空爆したことに気づかずに終る精神の構造であった。

9. 講和後の日朝関係

(1) 大韓民国

①日韓会談反対闘争

②1965年、日韓基本条約、4付属協定（「財産及び請求権に関する問題の解決並びに経済協力に関する日本国と大韓民国との間の協定」・文化財協定・在日韓国人の法的地位に関する協定・漁業協定）締結—韓国は戒厳令下、日本は国会で強硬採決ア）軍事政権（朴正熙）と結ぶ

イ）植民地支配の反省・謝罪なし—1953年、久保田発言（「朝鮮人に有益だった」）

ウ）韓国を「朝鮮半島にある唯一の合法的政府」とする

エ）無償・有償援助あわせて5億ドルの経済協力—日本は賠償責任認めず

【資料15】日韓基本条約第2条

1910年以前に大日本帝国と大韓帝国との間で締結されたすべての条約及び協定は、もはや無効であることが確認される。

【資料16】山本晴太「韓国・徴用工判決 解釈を変えたのは誰か？」（『世界』2019年1月号）

政府もマスコミも日韓請求権協定に関する最も重要な事実について沈黙している。実は日韓請求権協定の締結以来「請求権協定では個人の請求権は消滅ない」と力説してきたのは日本政府であり、2000年前後に被害者を裏切るような解釈の転換を行なったのも日本政府なのである。

③植民地（支配）責任

ア）日本軍「慰安婦」問題—1991年、金学順が韓国で初めて実名で証言→1992年、日本大使館前での水曜集会開始→1993年、河野官房長官談話→2011年、水曜デモ1000回目にあたり平和の碑（少女像を含む）設置→2015年、日韓合意（被害者不在の合意、加害事実認定・公式謝罪・賠償・歴史教育が要件）

イ）70万人の強制連行

a 2015年9月、民間の運動で強制労働犠牲者の115体分の遺骨奉還（「70年ぶりの里帰り」）

b 2016年10月、イトムカ（北見市留辺薬町）に「慰霊碑を建てる会」発足

(2) 朝鮮民主主義人民共和国

①1991（平成3）年、国連に南北同時加盟（国連加盟国で日本が国交を結んでいない唯一の国）

②2002（平成14）年、首相（小泉純一郎）の初めての訪問が実現

10. キャンドル市民革命

(1) 軍事独裁政権に対する民主化闘争

1980年、光州事件

1987年、民主化実現—6・29民主化宣言（直接選挙による大統領選出）

(2) キャンドル集会の始まり—2002年、京畿道楊州市の駐韓米軍基地に戻ろうとしていた装甲車に公道で轢き殺された女子中学生二人の追悼集会

(3) 政権を打倒したキャンドル市民革命

①2016年10月29日から2017年3月11日まで、20回の街頭集会（6回目の12月3日は最大規模、ソウル160万人、各地60万人参加）、延べ1658万4000人参加（総

人口の32.8%)、朴槿恵大統領を罷免に追い込む、朝鮮半島の平和実現を求める
②非暴力の平和集会（コンサートも開催→祝祭）

【資料17】 朴元淳ソウル市長「キャンドル市民革命が変えたこと、これから変えるべきこと」（白石孝編著『ソウルの市民民主主義』コモンズ、2018年）

キャンドル市民革命は「市民民主主義」を誕生させた。市民民主主義とは何か。市民が市民主権を行使する政治主体として立ち政治的行動で政治権力に実質的な影響を及ぼし、政治的運命に共同責任を担うものである。市民民主主義とは、政党中心の代議制という間接民主主義の欠点を補完し、代議制を成熟させる、発展した民主主義の形態である。

おわりに

未完の日本国憲法（第9条）の実現（活憲）→アジアとともに生きる日本

【資料18】 千葉真「小国平和主義のすすめ」（『思想』2018年12月号）

未曾有の侵略戦争に打って出たことへの深刻な悔恨をもち、また凄惨な被爆体験を有し、さらに平和憲法を保持する日本政府と市民社会が、国際テロリズムと反テロ戦争の応酬という地獄絵がリアリティとなって久しい国際政治の修羅場において果たすべき国際貢献として、非戦＝非軍事的な仕方世界平和の実現に寄与する真摯で地道な努力以上のものがあるとは思えない。世界の大多数の人々は、将来の日本にそうした平和国家としての深化と持続的な歩みを期待しているはずである。

【資料19】 日韓首脳（小渕恵三首相・金大中大統領）の共同宣言（1998年）

両首脳は、日韓両国が21世紀の確固たる善隣友好協力関係を構築していくためには、両国が過去を直視し相互理解と信頼に基づいた関係を発展させていくことが重要であることにつき意見の一致をみた。小渕総理大臣は、今世紀の日韓両国関係を回顧し、我が国が過去の一時期韓国国民に対し植民地支配により多大の損害と苦痛を与えたという歴史的事実を謙虚に受けとめ、これに対し、痛切な反省と心からのお詫びを述べた。（中略）また、両首脳は、両国国民、特に若い世代が歴史への認識を深めることが重要であることについて見解を共有し、そのために多くの関心と努力が払われる必要がある旨強調した。